

「オンライン資格確認」 本格運用開始について（ご連絡）

いつも当健康保険組合の運営にあたりまして、種々ご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。  
今般、「オンライン資格確認」 本格運用が開始されるにあたり下記のとおりご連絡申し上げます。

## 記

1. 「オンライン資格確認」の本格運用開始について  
今般 10 月 20 日より「オンライン資格確認」の本格運用が開始されました。  
「オンライン資格確認」は、マイナンバーカードの保険証利用や健康保険証の記号番号等により、システム導入している医療機関・薬局の窓口端末で資格情報を即時確認出来るしくみです。  
本しくみ利用の一例として、「限度額適用認定証を事前に申請することなく、高額療養費制度における限度額以上の一時的な支払いが不要になる」等があり、ご加入者の利便性が高まります。ぜひご活用ください。  
また、ご本人の同意の下、マイナンバーカード利用により、かかりつけの医療機関以外（災害時や旅行先等）でも受診履歴等の照会が可能になり、適切で迅速な検査、診断、より良い医療を受診できるようになります。  
詳しくは以下のリンクをご参照ください。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08277.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html)
2. 注意事項について
  - (1) 事業主へのマイナンバーの提供について  
事業主へ事前にマイナンバーの提供が、「オンライン資格確認」をするうえでの前提となります。  
そのため、マイナンバーを提供されていない方は、マイナンバーカードの保険証利用は出来ません。
  - (2) 健康保険証等の持参について  
上記に加え、医療機関・薬局の窓口端末で「オンライン資格確認」が正しく出来ない場合に備え、必ず健康保険証や限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受療証をご持参ください。  
※「オンライン資格確認」が正しく出来ない場合、健康保険証等を不持参の場合に 10 割負担になる可能性がございます。
3. マイナンバーカードの保険証利用について  
マイナンバーカードを被保険者証としてご利用するためには、個人にてマイナポータルから初回登録手続きを行う必要があります。ぜひご活用ください。  
詳しくは、下記厚生労働省ホームページをご覧ください。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08277.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html)
4. マイナンバーカードの保険証利用ができる医療機関・薬局について  
下記厚生労働省のホームページで公開しています。必ず事前にご確認のうえ受診してください。  
[https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou\\_top.html](https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html)
5. 健康保険証の従来通りの使用について  
医療機関・薬局を受診される場合、健康保険証は従来通りご使用頂くことが可能です。

このステッカー・ポスターが貼ってある医療機関・薬局で使えるようになります。

